

「川越都市計画火葬場の構想案に関する公聴会」における公述意見の要旨と市の考え方

＜公聴会開催日 平成 24 年 7 月 23 日＞

公述人氏名	公 述 意 見 の 要 旨	市 の 考 え 方
公述人 1	<p>この都市計画に反対である。その理由の一番目は、小仙波地区を建設候補地から除外しなかった市の理由が説明になっていないことである。</p> <p>① 小仙波地区を建設候補地から除外しなかった1点目の理由として、市は、火葬施設は無臭、無煙化など設備の近代化が進み、環境面から嫌がられる施設ではなくなってきたことをあげている。</p> <p>新斎場は、ごみ焼却炉・公営の約2倍のダイオキシン類を排出するので、環境面から十分に嫌がられる施設であると考え。また、バグフィルターは種々の欠点が指摘されており、ダイオキシン類のろ過率は60%程度で設備の近代化が進んだとは言い難い。ダイオキシンが公営ゴミ焼却施設の2倍排出されることは、行政調査新聞社が簡潔にまとめているので、その説明に委ねる。</p>	<p>小仙波地区を建設候補地から除外しなかった理由につきましては、次のとおりです。</p> <p>市民聖苑用地を決定した平成8年当時から概ね15年が経過する中で、次のような状況の変化がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬炉設備の近代化により、無煙無臭化、低公害化が進み、環境面から周辺に与える影響が極めて少なくなっていること。</li> <li>・当時迷惑施設として懸念された市民聖苑が、結果的に市民から大変喜ばれる施設となっており、斎場についても将来同様の施設となるような計画づくりを進めていること。</li> <li>・現斎場の利用者など多くの市民の方々が市民聖苑周辺に新しい斎場の建設を望んでいること。</li> </ul> <p>このように火葬場は環境面から技術的改善が進んでいることや市民聖苑周辺への建設要望も多いことなどから、平成8年当時市民聖苑及びその周辺に火葬場を建設しないという方針がありましたが、敢えて候補地の対象から除外せずに、客観的な方法で候補地を選出及び評価し、過去の経緯も踏まえた上で総合的に検討した最適地を建設予定地として選定することが適切であると考えました。社会情勢の変化に応じて事業を推進することが、市民の皆様にとって最も良いと判断いたしました。</p> <p>【①について】</p> <p>公述人が説明を委ねた新聞社のチラシ参照資料の記述によりますと、新斎場ピーク時（平成42年～46年）のダイオキシン類の年間排出量は、平成21年度における埼玉県内のごみ焼却炉（公営）1施設当たりの平均年間排出量の約2倍になると指摘しています。（下欄・参考のB）</p> <p>この新斎場ピーク時のダイオキシン類年間排出量の算出方法は、平成21年度における埼玉県内の全火葬場のダイオキシン類総排出量を年間総火葬件数で除して、1火葬当たりの平均排出量を算出し、これに新斎場のピーク時における年間火葬件数を乗じて算出されておりました。</p> <p>新斎場で採用する火葬炉の性能により、ダイオキシン類の排出量を試算すると次のとおりです。</p> <p>新斎場においては、ダイオキシン類排出濃度の基準を国が指針で示す値の10分の1に相当する0.1ng-TEQ/N m<sup>3</sup>以下とし、これを実現できる火葬炉設備の導入を予定しています。この導入予定の火葬炉設備でピーク時におけるダイオキシン類の年間排出量を算出しますと、前述のごみ焼却炉（公営）1施設当たりの平均年間排出量の約35%以下にとどまるものと推計されます。（下欄・参考のC）</p> <p>また、新斎場では、バグフィルターの設置だけではなく、ダイオキシン類の発生を抑える燃焼方法の採用、触媒の利用など何重ものダイオキシン類排出抑制対策を検討し実施する予定です。さらに、その他環境影響に配慮すべき物質等についても防止基準を定め、これを達成できる火葬炉設備を導入してまいります。このように現在の火葬施設は、設備の近代化により環境に十分配慮した施設となっています。</p> <p>＜参考：1施設あたりの年間ダイオキシン類排出量＞</p> <p>A. 新聞社チラシ資料の数値 ごみ焼却炉（公営）（平成21年度） 0.0123 g-TEQ/年</p> <p>B. 新聞社チラシ資料の数値 新斎場のピーク時（平成42～46年） 0.0235 g-TEQ/年（Aの約2倍）</p> <p>C. 市が予定している数値 新斎場のピーク時（平成42～46年） 0.0043 g-TEQ/年（Aの約35%）</p> <p>ダイオキシン類排出量想定＝ダイオキシン類排出濃度自主基準値×1火葬当たり排ガス量×年間想定火葬件数</p> <p>0.0043 g-TEQ/年＝ 0.1ng-TEQ/N m<sup>3</sup> × 7,500 N m<sup>3</sup>/件 × 5,755 件/年</p> <p>※1ng：1ナノグラム（10億分の1グラム）</p> <p>TEQ：毒性等価換算濃度。毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位。</p> <p>1N m<sup>3</sup>：1ノルマル立法メートル。標準状態（0℃、1気圧）に換算した1立方メートルのガス量。</p>

公述人氏名	公述意見の要旨	市の考え方
公述人1	<p>② 小仙波地区を建設候補地から除外しなかった2点目の理由として、市は、斎場と関連の深い市民聖苑が市民から喜ばれていることをあげている。</p> <p>葬祭事業の重要度は中程度で、満足度は最高である。それなのに、満足度をさらに上げようとするのは全く理由になっていない。市民にとって本当に必要な施策は、重要度が高く満足度が低い事業であり、障害者の福祉や児童の福祉である。</p>	<p>【②について】</p> <p>葬祭事業の満足度が高いことを示したのは、市民聖苑が市民から喜ばれている根拠として示したものです。また、このことについて小仙波地区を候補地から敢えて除外しなかった理由としてあげたのは、好まれる施設ではないと思われた市民聖苑が市民から高い評価を得られているように、新斎場も、市民聖苑と同様に市民ニーズに合った施設及びサービスの提供に努めることで、市民から嫌がられる施設ではなくなることが可能であると考えたからです。葬祭事業の満足度をさらに上げることを理由としたものではありません。</p> <p>また、公述人が指摘するように、重要度が高く、満足度の低い事業を推進することは大変重要です。火葬事業は、市民にとって最も基礎的な行政サービスですので、大変重要な事業です。今後、火葬件数の増加が見込まれ、近い将来には現在の斎場の火葬能力を上回ることが確実ですので、新斎場の整備は、今まさに推進すべき事業であると考えます。</p>
	<p>③ 小仙波地区を建設候補地から除外しなかった3点目の理由として、市は、斎場利用者など多くの方々が、市民聖苑周辺に斎場の建設を望んでいることをあげている。</p> <p>斎場利用者のアンケート結果は、回収率が38%、そのうち斎場の場所について回答したのは48%、回答のあった6割が望んでいると言っているが、全体の12.5%、全世帯の0.3%である。統計的に全く意味が無い。</p>	<p>【③について】</p> <p>斎場利用者アンケートは、これにより建設予定地を直接選考するために行ったものではなく、市民の皆様が新斎場の建設場所に対してどのような考えを持っているか概ねの傾向を把握するために行ったものです。実施期間は、平成22年2月から平成24年3月までの2年2カ月です。</p> <p>公述人にお示したデータは、平成22年10月に建設予定地の基礎的な検討を行ったときのもので、平成22年2月から9月までの8カ月実施した結果です。毎月の調査結果において、新斎場の建設場所について回答していただいた方のうち、市民聖苑周辺に建設を望む回答者数の割合は、60～70%程度と安定しており、他には特に希望が集まった場所は無かったことから、一定程度の信頼性があるものと判断しました。</p> <p>なお、その後も、調査結果を注視してきましたが、平成24年3月までの調査結果では、アンケート回答数が2,013件、新斎場建設用地の質問に回答いただいた件数は1,017件で、そのうち市民聖苑周辺に新斎場建設を望んでいるのは747件（約73%）となりました。</p>
	<p>この都市計画に反対する2番目の理由は、建設予定地に分筆不可能な土地を組み込んでいることである。私が所有する土地の隣で、私の境界の同意が無ければ分筆できない。これは、川越法務局で確認した。私は、反対であるから絶対に同意しない。</p>	<p>公述人が指摘する建設予定地で分筆不可能な土地とは、公述人の農地に隣接する1筆の農地について、これを2分し、公述人の農地に接しない約半分の土地を建設予定地としているものです。</p> <p>まず、分筆は都市計画決定後に当該用地を取得する場合に必要なもので、都市計画決定の要件となるものではないと認識しております。</p> <p>次に、分筆しようとする場合には、公述人に境界の確認を依頼します。境界を確定することは、互いの土地を管理・活用していく上で必要ですので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>なお、公述人が公述のとおり境界に同意していただけない場合には、様々な方法を検討し、事業の推進に支障が無いよう対応してまいります。</p>
	<p>この都市計画に反対する3番目の理由は、私の測量協力が無ければ、測量できない場所があることである。市道と私の田、水路と私の田、この部分の測量を認めていないので測量できない。</p> <p>政策変更理由に合理性が無い状態での事業推進は、行政の裁量権の乱用にあたる。</p> <p>予定地の外周の測量が完全にできず、また、外周の口が開いた形になってしまう。その結果、求積できないため、農地の転用、売買、登記の手続きも不可能であると思う。このような計画は、税金の無駄遣いであり、断じて認められない。</p>	<p>公述人が指摘する建設予定地で測量が一部実施できない場所は、道水路との境界であり、公述人の所有地と接している土地ではありません。市では、道水路の境界を確定する場合、原則道水路の両側の境界を確定しており、道水路を挟んだ土地（対側地）を所有する公述人が立会いに応じない状況であるため、道水路の境界を確定していない状況です。</p> <p>今後、事業実施にあたり事業用地外周の境界を確定する必要がある場合には、必要に応じて、公述人に立会い等を依頼する予定ですが、立会いに応じていただけない場合には、様々な方法を検討し、事業用地側のみ境界を確定してまいります。</p> <p>なお、農地転用につきましては、火葬場の場合、農地法第5条ただし書きの規定により許可不要であると認識しています。</p>

公述人氏名	公述意見の要旨	市の考え方
公述人2	<p>市は、やすらぎのさと建設当時の近隣住民や地権者に、「やすらぎのさとの近くには火葬場は持ってこない」、「体育施設など皆さんが喜ぶ施設をもって来る」、「バス通りに霊柩車の目隠しに植樹帯とフレンドパークなどをつくる」と約束したが、全て行っていない。約束はどうなっているのか。公約に対する市の責任の度量は、どの程度か。火葬場の建設は到底賛成できない。</p> <p>また、平成23年にオンブズマンに川越市の公約違反について不服申し立てをした。その返答は、約束違反があることを認めた。</p>	<p>市では、約15年前に市民聖苑を建設する際、ここには火葬場を建設しないことや野球場の建設を計画することを方針としていました。野球場建設については、平成8年度に「第2次川越市総合計画前期基本計画」で計画しましたが、財政状況等の変化により平成13年度からの「第2次川越市総合計画後期基本計画」において計画の位置づけがなくなりました。また、その他の要望等につきましては、隣接道路の整備や施設周辺の緑地整備などに努めましたが、バス通りの植樹帯の整備など実現できなかった部分もありました。</p> <p>今回、新斎場の建設を検討するにあたり、火葬場の近代化による周辺環境への負荷低減や市民聖苑周辺への建設の要望等を考慮し、当該小仙波地区を取って候補地の対象から除いて検討するのではなく、客観的かつ総合的に最適地の建設予定地を選定する必要があると考えました。その結果、建設候補地6カ所の1つに小仙波地区の市民聖苑東側農地が選出され、最適地として評価されたことから、過去の方針を変更し、建設予定地として選定したものであります。そこで、改めて地元の皆様にご理解をお願いしているものでございます。</p> <p>火葬場は、全ての市民が必ず利用する大切な施設です。今回、過去の方針を変更し、小仙波地区に建設することが、永い将来にわたって、市民にとって最も有益であると判断いたしました。なお、周辺住民の皆様には、周辺環境の整備について協議させていただき、少しでも住み易い地域となるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>また、オンブズマンからは、新斎場建設が従前の約束に反するものであることを認め、他方でここへの火葬場建設の市の判断を非とすることもできないことから、火葬場を建設するにあたっては、緑地公園、スポーツ施設等を併設するなど周辺環境の整備に努めるよう指摘をいただきました。市では、地元及び周辺住民の皆様と十分に協議させていただき、少しでも住み易い地域となるよう周辺環境の整備に努めてまいります。</p>
	<p>火葬場候補地の選定方法に疑問がある。小仙波の予定地域周辺は、私たちが移り住んでから、コンビニエンスストア2軒、食堂、ドンキホーテ、業務用スーパー、ケーズデンキ、回転寿司2軒、新しい島忠ホームセンター、オーケーストア、ABC マートなど商業施設が300mの範囲に建設され、農地でも土地の価値が上がったと思う。予算が無い中で高い農地を買うのはおかしい。他の農地を探す努力をするのが常道ではないか。他に候補地が5か所もあるそうだが、場所を開示し、市の誠意ある姿勢を見せてほしい。</p> <p>また、点数制で予定地を選定しているが、現時点の点数で見直してもらいたい。</p>	<p>建設予定地の選定については、客観的に行うため、国や埼玉県が過去に示した火葬場の立地基準及び本市の特性を考慮して建設候補地の抽出条件及び評価基準を定め、点数評価を行い、総合的に検討して選定しました。</p> <p>建設候補地の選出条件としては、土地利用の観点から「住居専用地域など良好な住宅環境を保全すべき区域でないこと」など、本市の特性から市民にとって利便性が高く、住宅地を通過しない経路を確保するため「幹線道路沿線であること」、さらに現在の利便性を確保するため「市民聖苑を中心とし現斎場までを半径とする円の内側の区域であること」などを設定しました。このように、建設候補地の選出においては、まず、利用者及び周辺住民等にとって火葬場の立地に不可欠な条件を優先することとしました。これらの基本的条件を満足する地域は、概ね市街化調整区域の農地が対象となり、価格的に類似しているものと判断し、財政面では、面積が過大でないか、造成が容易であるかという視点で評価することとしました。</p> <p>他の建設候補地の場所については、建設予定地が確定した段階（平成23年11月）で既にお示しさせていただいております。</p> <p>また、現時点の点数で見直すことについては、区域の一部を縮小した建設予定地で評価しなおすべきというご意見であると思います。区域を一部見直したのは、用地交渉の結果によるものです。他の候補地についても用地交渉を行うと、同様に区域を見直さなければならない状況が起こり得ます。したがって、全ての候補地で用地交渉を行うことはできませんので、用地交渉を行う前の状況で評価することが適切であり、採点しなおす理由はないものと考えます。見直し後の建設予定地は、当初予定していた規模及び機能の火葬場を建設できる用地の広さを有します。</p>

公述人氏名	公述意見の要旨	市の考え方
公述人3	<p>私は、川越市が現在進めている火葬場建設予定地に反対するものである。</p> <p>市は、市民聖苑の隣接地を利便性が高いということだけで予定地に決定しているが、火葬場には本当に利便性が必要なのか疑問である。日本は、古来から広々とした土地に、葬儀場と火葬場は適当な距離があったのではないかと。火葬場まで棺を運ぶ道中に気持ちを整理し、故人を偲ぶ大切な時間であると思う。葬儀会場の正面に火葬場ができるということは、遺族の心情からするとあまりにも非情である。ベルトコンベア方式ではないか。これが、市の目指す利便性なのか。整備方針「人と環境にやさしい施設」を掲げ、市民が一生に数回しか利用しない火葬場を、交通の要衝である川越の玄関先に建設するのはいかがか。公約を破ってまでも利便性にこだわって建設する市の姿勢に疑問を持つ。今の建設技術をもってすれば、現斎場を改造して使用できるのではないかと。再考を願う。</p>	<p>建設予定地の選定については、客観的に行うため、国や埼玉県が過去に示した火葬場の立地基準及び本市の特性を考慮して建設候補地の抽出条件及び評価基準を定め、点数評価を行い、総合的に検討して選定しました。</p> <p>小仙波地区の建設予定地は、市民聖苑利用者はもちろんのこと、主要幹線道路の結節点に位置することから、全市民にとって利便性の高い場所にあり、さらに、主搬出道路が整備されていること、周辺に住宅も比較的少ないこと、他の農地への影響が少ないことなど、利用者・周辺住宅・農業行政など様々な面から評価し、総合的に検討した結果、最適地であると判断しました。</p> <p>市内全域からの利便性、市民聖苑利用者の利便性を確保することが、建設予定地を選定する上での一つの重要な条件としましたのは、葬儀の施主や会葬者の皆様に、長い移動距離や交通渋滞による負担をかけることなく、ゆとりをもって別れの時を過ごし、故人を見送っていただきたいと考えるからです。また、斎場利用者のアンケート結果でも、新斎場の建設場所の質問に答えていただいた方の約70%がやすらぎのさとの近くを望んでおり、移動の時間がかからないということは多くの市民の要望であります。</p> <p>また、当該地区に新斎場を建設するにあたっては、昔の火葬場のイメージを一新した「人生の終えんを飾る厳かで品格のある斎場」、周辺環境と調和した地域に受け入れられる施設づくりを目指し、さらに周辺環境整備にも努め、住み良い地域づくりを進めてまいります。</p> <p>なお、現斎場につきましては、用途地域が第1種住居地域のため、将来の火葬需要を満足する規模の火葬場を建設することは、困難な状況です。</p>
公述人4 (代読)	<p>川越都市計画火葬場の構想に反対しているわけではない。旭町の火葬場が老朽化している、高齢化社会で火葬場の需要が増しているからと話をすり替えないでほしい。小仙波に建設することを止めてほしい。</p> <p>普通のサラリーマンは一生かけて一軒の家をローン購入する。他の場所へ引っ越しが可能であれば、こんなに川越市に振り回され、公約を破られ、悩まずに済む。葬儀場や火葬場がある場所に誰が夢のマイホームを購入しようと思うか。私たちが何か悪いことをして、その罰として、一生暗い気持ちでこの土地で暮らしていくようにと市から言われているようで憤りを感じる。</p> <p>平成29年度オープンなど市は私たちの声に耳を傾けないで勝手に進めるのは酷すぎる。しっかり向き合ってくれたい。</p>	<p>新斎場建設予定地の検討につきましては、総合的かつ客観的に最適地を選考した結果、過去の方針を変更し、市民聖苑の東側農地を建設予定地として選定し、改めて、地元の皆様をはじめ、市民の皆様にご理解をお願いしております。火葬場は、全ての市民が必ず利用する大切な施設です。小仙波地区に建設することは、永い将来にわたって、市民にとって最も有益であると判断いたしました。</p> <p>新斎場建設予定地の周辺住民の皆様には、火葬場を建設することにより、精神的な負担などおかけすることについては、十分に認識しています。</p> <p>したがって、火葬場建設にあたっては、地元地域の皆様と協議をしながら、周辺環境と調和した施設づくりに努めるとともに、周辺の住環境整備を行い、少しでも住み易い地域になるよう努めてまいります。</p>
公述人5 (代読)	<p>川越市都市計画火葬場に反対する。</p> <p>建設予定地の隣接地に障害児・障害者サポート施設の建設を予定している。川越市障害者行政の不足部分を補完する総合的サポート施設であり、自閉症児の療育サポートは県内最高水準を目指す。事業費は全額自費を予定している。</p> <p>障害児にごみ焼却炉2倍のダイオキシン類を吸わせるのは良くない。バグフィルターでは除去しきれない。捕捉率は60%である。こどものぜんそくやアトピーなどの健康被害が心配である。今年1月12日東京新聞で示されているように、バグフィルターではダイオキシンは全て除去しきれない。放射性物質除去性能に疑問。さらに、福島原発の事故があり、焼却炉から出る放射能物質はバグフィルターでは全く除去できない。</p> <p>昨年9月28日に市長に用地交渉を打ち切ると宣言しているのに、なぜ、私たちの用地を断りも無く斎場用地として拡張したい区域、周辺環境を進めたい区域というのか。なぜ、私たちの施設をつくる邪魔をするのか、障害者の夢を踏みつける理由をはっきり説明してもらいたい。</p>	<p>ダイオキシン類の排出量については、平成12年に国（厚生省）から指針が出されており、新設の場合、1ng-TEQ/N m<sup>3</sup>以下という基準が示されています。本市では、この指針で示された基準値の10分の1以下に抑えられる火葬設備を導入する予定です。ダイオキシン類の排出抑制は、バグフィルターの設置だけではなく、ダイオキシン類の発生を抑える燃焼方法の採用、触媒による除去など複数の対策を検討し実施する予定です。</p> <p>なお、バグフィルターの放射性物質除去性能につきましては、火葬炉設備においては現状求められていません。</p> <p>また、斎場用地として拡張したい区域及び周辺環境整備として緑地等の整備を進めたい区域については、地権者の方々の協力が得られれば行っていきたいという希望を示したものであり、公述人の土地利用を制限しようとするものではありません。</p> <p>障害児・障害者に対するさまざまな施策は、大変重要であると認識しております。地域全体の理解と協力のもと、さまざまな担い手の方々と協働し、今後も積極的に推進してまいります。</p>